

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

近隣他都市の会計年度任用職員の給与その他の事情を考慮して、会計年度任用職員の月額給料及び月額報酬の改定を行うため。

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和５年伊丹市条例第 号）

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年伊丹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「255,600円」を「257,200円」に、「310,000円」を「311,600円」に改める。

別表第2ア中「152,000円」を「153,500円」に、「180,000円」を「181,500円」に、「225,400円」を「226,900円」に、「300,000円」を「301,500円」に改める。

付 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。